

【訪問看護重要事項説明書】

1 運営法人の概要

事業名	株式会社キープオン
設立	平成 20 年 12 月
所在地	名古屋市名東区上社 4 丁目 206 番地
代表者	代表取締役 中濱 和久
事業内容	訪問看護事業／居宅介護支援事業 地方公共団体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託 福祉施設の経営に関するコンサルティング業務

2 事業所名 訪問看護キープオンの概要

①事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護キープオン岡崎
所在地	岡崎市葵町 1-10 SIF センタービル 202
管理者	関和 茉紀
介護保険事業者番号	訪問看護（愛知県 2362190155 号）
サービス提供地域	岡崎市・安城市・幸田町の区域 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

②営業時間（12 月 30 日～1 月 3 日は除く）

月～土	午前 9:00 ～ 午後 18:00
-----	--------------------

③緊急電話対応時間

月～日	午前 0:00 ～ 午後 24:00
-----	--------------------

④事務電話対応時間（祝日・12 月 30 日～1 月 3 日・8 月 13 日～15 日は除く）

月～金	午前 9:00 ～ 午後 18:00
-----	--------------------

⑤職員体制

	資 格	常 勤 換 算
管理者	看護師	1 名
看護師	看護師	2 名以上
理学療法士	理学療法士	2 名以上
作業療法士	作業療法士	2 名以上

3 利用料金（介護保険）

利用料

①訪問看護（要介護）

訪問看護（1割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	328円	409円	491円
30分未満	491円	613円	736円
30分以上1時間未満	858円	1,072円	1,286円
1時間以上1時間30分未満	1,176円	1,470円	1,763円
訪問看護（2割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	655円	817円	982円
30分未満	982円	1,226円	1,472円
30分以上1時間未満	1,715円	2,143円	2,572円
1時間以上1時間30分未満	2,351円	2,939円	3,526円
訪問看護（3割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	982円	1,226円	1,473円
30分未満	1,473円	1,838円	2,207円
30分以上1時間未満	2,573円	3,214円	3,858円
1時間以上1時間30分未満	3,526円	4,408円	5,289円

訪問看護によるリハビリテーション（1割負担）	
所要時間	基本料金
20分	307円
40分	613円
60分	827円
訪問看護によるリハビリテーション（2割負担）	
所要時間	基本料金
20分	613円
40分	1226円
60分	1655円
訪問看護によるリハビリテーション（3割負担）	
所要時間	基本料金
20分	919円
40分	1838円
60分	2482円

②介護予防訪問看護（要支援）

介護予防訪問看護（1割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	316円	394円	473円
30分未満	470円	587円	705円
30分以上1時間未満	828円	1,034円	1,241円
1時間以上1時間30分未満	1,136円	1,420円	1,704円
介護予防訪問看護（2割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	632円	788円	946円
30分未満	940円	1,174円	1,409円
30分以上1時間未満	1,655円	2,068円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	2,272円	2,839円	3,408円
介護予防訪問看護（3割負担）			
所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	948円	1,182円	1,419円
30分未満	1,410円	1,760円	2,113円
30分以上1時間未満	2,482円	3,101円	3,723円
1時間以上1時間30分未満	3,408円	4,258円	5,111円

介護予防訪問看護によるリハビリテーション（1割負担）	
所要時間	基本料金
20分	296円
40分	592円
介護予防訪問看護によるリハビリテーション（2割負担）	
所要時間	基本料金
20分	592円
40分	1184円
介護予防訪問看護によるリハビリテーション（3割負担）	
所要時間	基本料金
20分	888円
40分	1776円

③介護保険における加算料金

加算説明 チェック	項目	基本利用料			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
□	退院時共同 指導加算	626 円	1251 円	1876 円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の利用者様に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行うことに対して算定する。
□	初回加算(I)	365 円	730 円	1095 円	病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回訪問した場合に算定する。
	初回加算(II)	313 円	626 円	938 円	初回の訪問看護を提供した月に算定する。
□	特別管理加算 (I) (1ヶ月につき)	521 円	1,042 円	1,563 円	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している利用者様に対して1ヶ月に1回算定する
□	特別管理加算 (II) (1ヶ月につき)	261 円	521 円	782 円	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態の利用者様に対して1ヶ月に1回算定する。
□	緊急時訪問 看護加算(I) (1ヶ月につき)	599 円	1,197 円	1,795 円	利用者様の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して1ヶ月に1回算定する。
□	ターミナルケア 加算(死亡月)	2605 円	5210 円	7815 円	在宅で死亡した利用者様に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行ったときに、死亡月に1回算定する。
□	看護・介護職員連 携強化加算 (1ヶ月につき)	261 円	521 円	784 円	訪問介護事業所と連携したんの吸引等が必要な利用者様に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言などの支援を行うことに対して、1ヶ月に1回算定する。

□	複数名訪問加算	30分未満の場合 265円 30分以上の場合 419円	30分未満の場合 530円 30分以上の場合 838円	30分未満の場合 794円 30分以上の場合 1,257円	同一時間帯に複数名の看護師が訪問看護を行った場合算定する。
□	長時間訪問看護加算	313円	626円	938円	所要時間1時間から1時間30分までの訪問看護に引き続き訪問看護を行い、「通算1時間30分以上」となる場合は、1回につき算定する。
□	サービス提供体制強化加算（I）	7円／回	13円／回	19円／回	サービスの質が一定以上に保たれた事業所が算定する。 ※提供時の提供体制によりIまたはII
□	サービス提供体制強化加算（II）	4円／回	7円／回	10円／回	
□	口腔連携強化加算 (1月につき)	53円	105円	157円	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し結果を情報提供した場合に1ヶ月に1回算定する。

※上記の金額は目安となります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

4 利用料金（医療保険）

利用料

利用料の種類		1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費（I）	週3日まで	555 円	1,110 円	1,665 円	
	週4日目以降	655 円	1,310 円	1,965 円	
訪問看護基本療養費（II） 「同一建物居住者」2人	週3日まで	555 円	1,110 円	1,665 円	
	週4日目以降	655 円	1,310 円	1,965 円	
訪問看護基本療養費（II） 「同一建物居住者」3人以上	週3日まで	278 円	556 円	834 円	
	週4日目以降	328 円	656 円	984 円	
難病等複数回訪問加算 (特指示や別表7に該当する方で1日2回以上訪問した場合に算定します)	1日 2回	450 円	900 円	1,350 円	
	1日 3回以上	800 円	1,600 円	2,400 円	
訪問看護管理療養費	月の初日	767 円	1,534 円	2,301 円	
	2日目以降	300 円	600 円	900 円	
乳幼児加算（3歳未満）幼児加算（3歳以上6歳未満）		150 円	300 円	450 円	
加算説明 チェック	医療保険における加算料金				
<input type="checkbox"/>	24時間対応体制加算イ （月に1回算定。この加算を付けると緊急訪問ができる）	680 円	1,360 円	2,040 円	
<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算イ 月14日目まで（1日1回に限り算定可能。緊急で訪問した場合に算定する）	265 円	530 円	795 円	
<input type="checkbox"/>	緊急訪問看護加算ロ 月15日以降（1日1回に限り算定可能。緊急で訪問した場合に算定する）	200 円	400 円	600 円	
<input type="checkbox"/>	夜間・早朝訪問看護加算（6時～8時・18時～22時）	210 円	420 円	630 円	
	深夜訪問看護加算（22時～6時）	420 円	840 円	1,260 円	
<input type="checkbox"/>	長時間訪問看護加算（週1回） 15歳未満の準・超重症児は週3回	520 円	1,040 円	1,560 円	
<input type="checkbox"/>	複数名訪問看護加算 (1名以上の職員との同行) 週1回	看護師・理学、作業療法士などの専門職員との同行	430 円	860 円	1,290 円
		上記以外の看護補助職員との同行	300 円	600 円	900 円
<input type="checkbox"/>	特別管理加算	(I) 悪性腫瘍、気管切開など	500 円	1,000 円	1,500 円
		(II) 褥瘡、人工肛門など	250 円	500 円	750 円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ターミナル療養費	2,500 円	5,000 円	7,500 円	
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	800 円	1,600 円	2,400 円	
<input type="checkbox"/>	退院支援指導加算	840 円	1,680 円	2,520 円	
<input type="checkbox"/>	訪問看護情報提供療養費（市や病院へ情報提供した場合に算定します）	150 円	300 円	450 円	
<input type="checkbox"/>	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200 円	400 円	600 円	

<input type="checkbox"/>	在宅患者連携指導加算	300 円	600 円	900 円
<input type="checkbox"/>	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	78 円	156 円	234 円

5 交通費

- ①実施地域を越えた地点から、片道30キロメートル未満 600円
 ②実施地域を越えた地点から、片道30キロメートル以上 1000円

6 キャンセル料金

無断キャンセルをした場合、一回につき5000円のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

【連絡先：訪問看護キープオン岡崎 TEL：0564-64-1903】

7 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月10日前後までに当月分の請求書をお渡します。銀行口座振替の場合、毎月28日に振替をします。(28日が銀行休業日の場合は翌営業日)

現金・指定口座への振込でのお支払いをご希望の方は、請求書を発行した月の末日までにお支払ください。

※領収書の再発行はいかなる場合でもいたしかねます。

8 感染症対策

風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます

- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することができます。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

9 事故発生時および感染症や非常災害時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に伴い必要な措置を講じます。

10 身体拘束に関する事項

サービスの提供にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性のすべてを満たす場合）を除き、身体拘束を行いません。

身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を十分に利用者及び家族と話し合い、話し合いの内容及び実施内容を記録に残します。また、利用者本人と家族によってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、本人達より身体的拘束を希望された場合であっても、そのまま受け入れるのではなく、身体拘束以外の方法を含め対応を検討します。

1.1 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。また、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置